

# 特集 WTO 加盟後の中国

## 序 文

2001年12月11日、足かけ15年にわたる交渉の末に中国の世界貿易機関（WTO）加盟が実現した。思えば中国がガットへの加盟を申請した1986年の時点では、自由な対外貿易どころか、そもそも国内での自由な市場取引さえ部分的にしか行われておらず、財、労働、資本の大部分は計画によって配分されていた。仮にその時にガット加盟が実現していたとしても、自由な対外貿易と計画経済体制との間に大きな矛盾が発生したに違いない。中国のガット加盟に向けた動きが本格化し、中国国内でもガットが強く意識されるようになったのは1992年からだが、その時点では、中国の各産業とも競争力が弱く、貿易自由化によって外国製品が流入したら、多くの中国企業が淘汰されてしまうのではないかとという懸念が強かった。

ところが、加盟申請時には予想もしなかったような大幅な自由化を約束して WTO 加盟が実現した後も、貿易自由化が中国経済に大きなショックを与えた形跡はなく、各産業で競争力のある中国企業が育ちつつあり、中国は有力な貿易国として台頭しつつある。中国が平静かつ積極的に WTO 加盟を迎えることができたのは、この10年余りの間に市場経済化と自由化が大幅に進展し、国内の産業が市場開放の試練にすでに十分にさらされているためであろう。表向きは制限的な政策が実施されているが、WTO 加盟によって諸外国が中国の扉をこじ開ける以前に実質的に自由化が大いに進展してしまったケースも少なくない。その典型例は小売業で、中国政府の方針は11の都市のみに各都市1～2店舗ずつ実験的に外資の参入を認めるというもので20社しか認可しなかったが、地方政府が勝手に外資の進出を認可していった結果、実際には全国に400店舗以上の外資系小売業が進出するに至った。小売業の開放は中国の WTO 加盟交渉における主要な争点の一つであったが、熱い交渉の傍らで市場開放が一人歩きしていたのである。

ただ、WTO 加盟を以て中国の市場経済化と自由化はほぼ完成し、前途に何の心配もないと思うのは時期尚早である。中国には市場開放の衝撃にたえられない恐れのある分野がまだ多いことは忘れられてはならない。本特集はそうした中国経済の「弱い環」に焦点

を当てて、WTO 加盟後の現状を報告し、自由化が進展する今後を展望することを試みるものである。

WTO 加盟の影響が最も強く懸念されているのが農業である。阮蔚「土地集約型農産物の輸入拡大と労働集約型農産物の輸出競争力—WTO 加盟の中国農業への影響—」は、WTO 加盟が中国の農業に与える影響に関して正面から答えようとするものである。阮によれば、中国が今後穀物など土地集約型農産物の輸入を拡大するのは必至であり、その結果、農業における余剰労働力がさらに増加する。農業以外への就業にも限界があることから、中国に比較優位がある農業分野、すなわち野菜や畜産物などの労働集約的農産物が成長し、そこに労働力が吸収されていくことが望まれる。労働集約的農業の輸出拡大のための制度やインフラの整備、優遇税制、政府助成、農家の組織化などが課題となる、と展望する。中国の最大の農産物輸出先は日本である。とすると、WTO 加盟の衝撃は、中国からのさらなる農産物輸出拡大となって日本にも波及する、ということになりそうである。

農業と並ぶ弱い環が国有企業である。今井健一「中国国有企業の所有再編—大企業民営化への途」によれば、中国共産党は第 15 回大会（1997 年）以来、資本の国家所有に対するこだわりを放棄しつつあるが、しかし、政治的制約よりもむしろ様々な現実的な制約によって大型国有企業の民営化はなかなか進まない。多くの大型国有企業が株式会社形態に改組されたものの、優良資産だけを剝離して株式会社化し、その株の過半数をもとの国有企業が保有するといった、意義の疑わしい株式会社化が大多数である。そして国有株比率の高い株式会社の資本効率は低い。政府には国有株を売るつもりはあっても、市場は株価急落という形でこれを拒絶した。それこそ中華民国の時代から蓄積してされてきた国有部門の資本を民間の手に移すことはそう短期間にできるはずもない。WTO 加盟後も中国はなお国有色の強い市場経済という特色を残しそうである。

国有企業の民営化を円滑にかつ腐敗問題に陥らずに進めるにはしっかりとした法制度が必要であるが、田中信行「中国証券法の生まれ出ずる悩み」はそれがはなはだ心もとない状態にあることを示している。証券法は本来国有企業改革を株式制度の導入によって推進するために 1993 年に成立した会社法とセットで制定されるはずであったが、様々な理由から制定が遅れに遅れ、結局 98 年に成立した。ところができた証券法は政府が証券市場を厳格に管理する色彩ばかりが強く、改革の推進には役に立たないものだったため、結局、共産党・政府当局は、党の「決定」や政府の「通知」など「法」以外の法規を新たに制定していくことで、国有企業の株式会社化を進めていく以外になかった。証券法のケースが示すように、中国の市場経済は法制度面から言えばなお「移行期」の試行錯誤を繰り返している。

中国の制度がなお移行期にあることは田島俊雄「現代中国の財務・統計諸表—『報表制度』と情報・計画・ガバナンス」からもわかる。田島論文は、中国企業の財務報告、統計報告の制度である「報表制度」について、1950年代から現在に至るまでの変遷を詳しく跡づけている。計画経済を実施するための情報収集とガバナンスの手段として導入された財務報告、統計報告の制度は、改革・開放の時代にもむしろ強化され、研究者も『中国統計年鑑』などを通じてその恩恵に浴していた。しかし、計画経済の遺制の効力もそろそろ限界に来つつある。すなわち、国から特段の恩恵を受けるわけではない民間企業、とりわけ中小企業にとって煩雑な報告を正確に記入するインセンティブはどこにあるのかという問題がある。いうまでもなく政府の財政運営とマクロ経済運営にあたって企業の事業活動を正確に把握することは必要であるが、旧来の制度には限界があり、情報を得る手段を構築し直すことが求められている。

製造業の分野で WTO 加盟のショックが最も大きい産業としては自動車産業が挙げられることが多い。丸川知雄「中国自動車産業のサプライヤー・ネットワーク」は、中国の乗用車メーカーと部品サプライヤーとの間の取引関係を分析した。乗用車を見ると、たしかに市場開放によって地場のブランドはほとんど消え失せ、中国の道路はフォルクスワーゲン、シトロエン、GM、ホンダが闊歩しているかに見える。だが、部品取引の構造を分析すると、中国の乗用車産業を外資が席卷してしまったと言い切るのも一面的だということが分かる。中国の乗用車メーカーはみな中国側が50%以上の株を所有しており、その中国側は最近のあわただしい再編によって、第一汽車グループ、東風汽車グループ、上海汽車グループの三者に集約された。そして例えば、第一汽車グループはフォルクスワーゲン、トヨタ、マツダと合弁乗用車メーカーを持っているほか、各国の部品メーカーとの部品合弁を持っているが、こうした外資系企業は、母国での系列よりも、むしろ第一汽車グループの一員としての立場を体現して、他のグループの同業者と競争しているようにも見える。合弁企業を鵜飼いの鵜に喩えれば、鵜には外資側親企業からの紐とともに第一汽車からの紐がついていて、第一汽車のために一生懸命魚を呑み込んでいるようにも見える。WTO 加盟のチャンスに外国企業は中国を利用しようとするが、中国も外資を利用しようとする。これもグローバリゼーションの一面である。

編集責任者

丸 川 知 雄